

第2次横手市一般廃棄物処理基本計画



平成28年3月

「美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり」

横 手 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 本市の概況	1
1 本市の沿革	1
2 人口の動向	1
第2節 計画策定の趣旨と位置付け	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
第3節 計画の概要	3
1 計画の目標年度	3
2 計画のフォローアップ	3
第4節 計画策定の前提条件	4
1 計画の目標年度における人口	4
2 その他の前提条件	4
第2章 ごみ処理基本計画	5
第1節 ごみ処理の現状	5
1 ごみ処理の流れ	5
2 ごみの発生量・処理量の実績	7
3 ごみ処理経費の実績	12
4 ごみ発生量の単純予測	13
5 現状の問題点と課題の整理	14
第2節 計画目標値の設定	15
1 基本方針	15
2 計画目標値の設定	16
第3節 目標を達成するための各種施策	17
1 基本施策	17
2 個別施策	18

第3章 生活排水処理基本計画	21
第1節 生活排水処理の現状	21
1 生活排水処理の流れ	21
2 生活排水処理の実績	22
3 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績	24
4 し尿及び浄化槽汚泥発生量の予測	25
5 現状の問題点と課題の整理	26
第2節 計画目標値の設定	27
1 基本方針	27
2 計画目標値の設定	28
第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	29
1 収集運搬計画	29
2 中間処理計画	29
3 最終処分計画	29
資料編	
1 用語の解説	30
2 条例・規則関係	35
3 横手市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	50

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 本市の概況

1. 本市の沿革

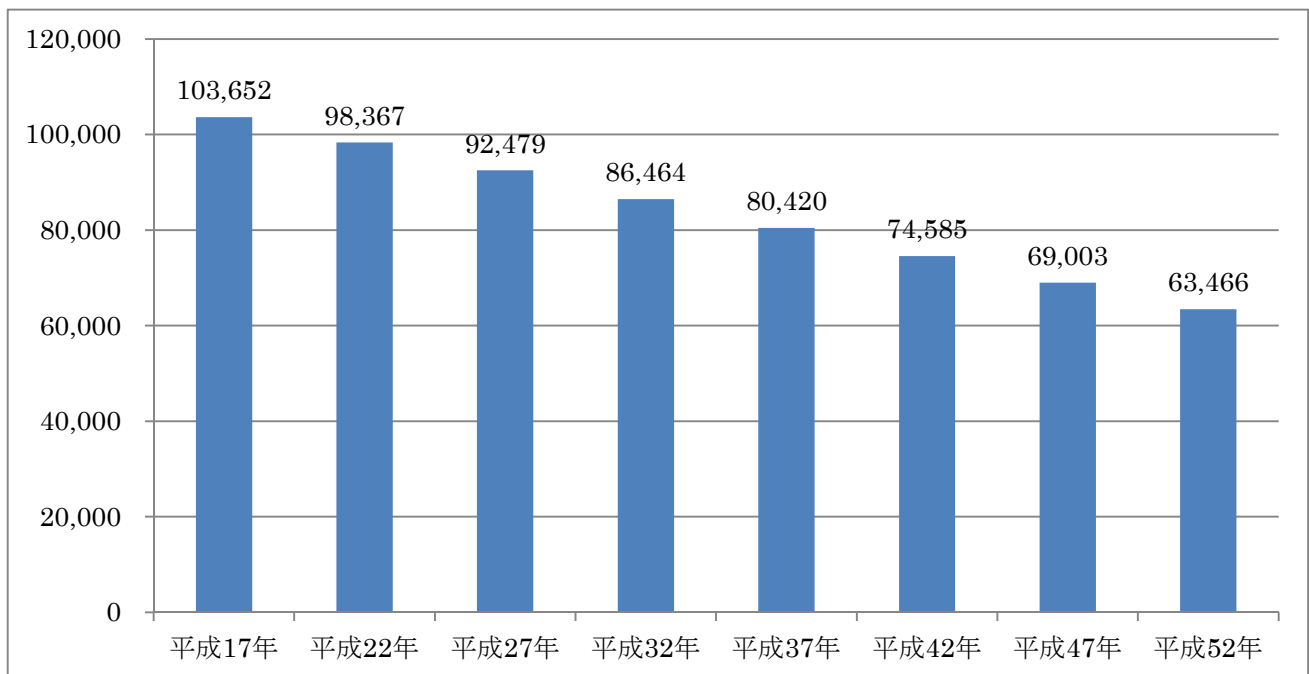
本市は、秋田県の県南地域に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりをみせています。総面積は693.04k㎡で秋田県の約6.0%を占めています。

奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

2. 人口の動向

本市の人口は、平成17年の103,652人に対し、平成27年では92,479人と10年間で11,173人減少しております。また、人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると平成32年には、86,464人、平成37年には80,420人となること推計されています。

図1-1-1 人口の推移及び推計値



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より

第2節 計画策定の趣旨と位置づけ

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するものであり、本市の区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するため、長期的・総合的視点に立った基本方針を定めるものです。

国では、「3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築」や「資源効率性の高い社会経済システムの構築」に向けた取り組みを進めていくことで、自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会を目指す第3次循環型社会形成推進基本計画を平成25年5月に策定しました。

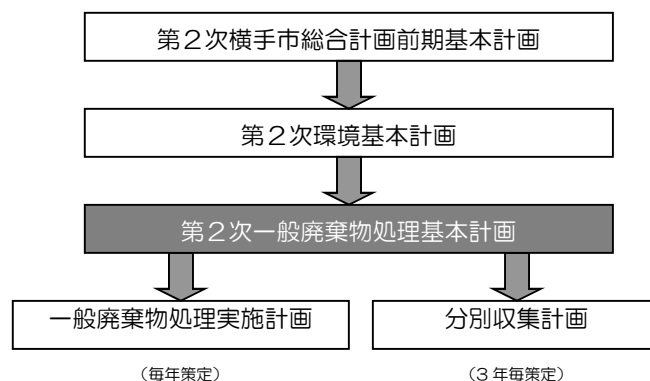
秋田県でも、第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画を策定中であり、国の動きに対応して、3Rの推進と地域循環圏の形成を目指すとともに、秋田県独自の取り組みとして循環型社会ビジネスの振興を目指す内容となっています。

このような背景を踏まえ、本市においても「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となった、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するとともに、し尿を含む生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図るべく、本計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

国や秋田県の各法律や各計画と整合性を図るほか、第2次横手市総合計画、第2次環境基本計画と整合性を図っております。

図1-2-1 計画の位置づけ



第3節 計画の概要

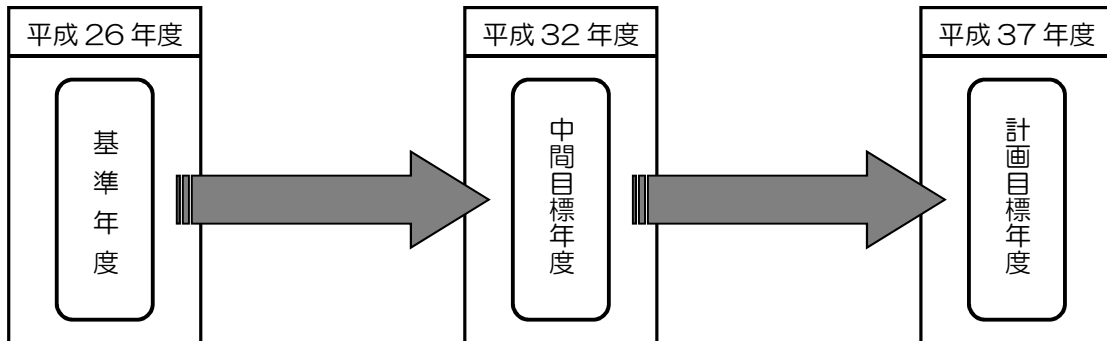
1. 計画の目標年度

本計画は、平成26年度を基準年度とし、平成37年度を計画目標年度としています。

また、計画期間は平成28年度～平成37年度の10年間とし、平成32年度を中間目標年度としています。

なお、クリーンプラザよこての本稼働により諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとしています。

図1-3-1 計画の目標年度



2. 計画のフォローアップ

この計画を実効性のあるものにするためには、取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが必要です。

そのため、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）からなるPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

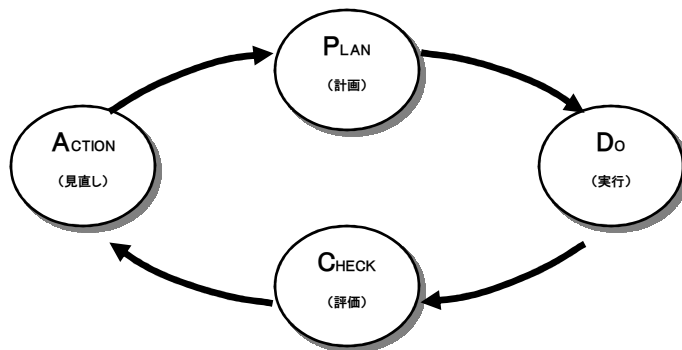


表1-3-1 サイクルの進行管理

サイクル	点検評価項目	見直しの内容
年度（1年間）	個別施策	次年度の一般廃棄物処理実施計画策定時に、個別施策の達成状況について評価を行い、必要に応じて見直しを図ります。
中間目標年度(5年間)	基本施策 数値目標	基本施策や数値目標の達成状況を踏まえ、新たな基本施策や数値目標の必要性について検討し、基本計画の見直しを行います。

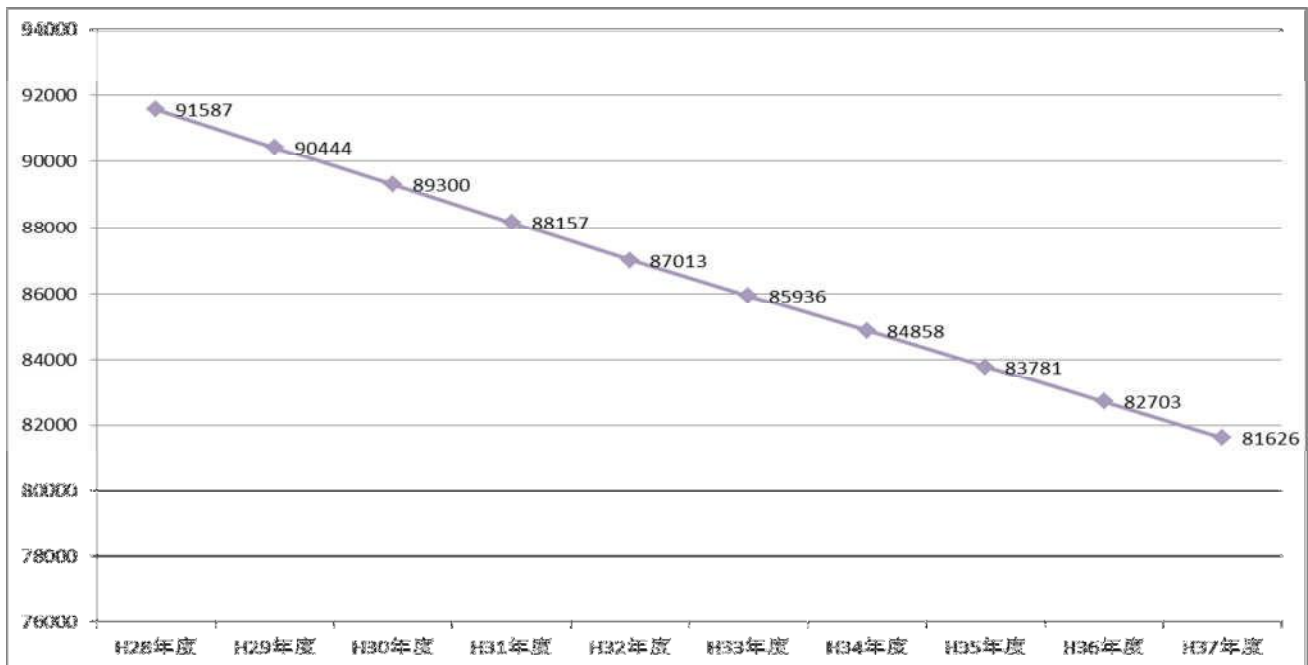
第4節 計画策定の前提条件

1. 計画の目標年度における人口

本市の人口ビジョンに基づき、人口減少に関する効果が着実に反映されることで、合計特殊出生率及び純移動率が改善されることによって人口が推計値より増加することを前提としております。

国立社会保障・人口問題研究所の推計値に対し、平成32年度は549人増の87,013人、平成37年度は1,206人増の81,626人と設定します。

図1-4-1 人口ビジョンに基づいた人口予測



2. その他の前提条件

ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画における各年度で使用する実績人口については、下記のとおり設定します。

ごみ処理基本計画：一般廃棄物実態調査に基づき、各年10月1日人口とします。

生活排水処理基本計画：浄化槽等処理人口調査に基づき、各年度末人口とします。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

(1) 収集・運搬

本市で収集するごみは、収集日程に基づいてごみステーション（集積所）及び指定拠点に排出された家庭系ごみを対象とし、事業活動に伴って排出される事業系ごみについては、事業者の責任において直接処理施設へ搬入、もしくは許可業者へ委託するものとします。

ただし、家庭系ごみであっても、適正処理困難物や家電リサイクル法対象品目等は、収集対象としないこととします。

表 2-1-1 ごみの排出方法

ごみの分別 (4種16分別) ※大雄地域のみ17分別	収集方式	収集回数	排出方法	指定袋 収集券	収集体制	
1. 燃やすごみ (1) 燃やすごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋	大(45L) 中(30L) 小(15L)	委託収集	
2. 燃やさないごみ (2) 燃やさないごみ	ステーション方式	1回/月	集積所設置折りたたみ コンテナボックス	—	委託収集	
3. 資源物 (3) 無色透明びん (4) 茶色びん (5) その他色びん	ステーション方式	1回/月	集積所設置折りたたみ コンテナボックス	—	委託収集	
(6) 金属類 (7) ガラス、せともの (8) 小型家電、乾電池	ステーション方式	1回/月	集積所設置折りたたみ コンテナボックス	—		
(9) 飲食品用缶	ステーション方式	2回/月	集積所設置回収ネット	—		
(10) ペットボトル	ステーション方式 拠点回収	1回/月 随時	集積所設置回収ネット 拠点回収ネット	—		
(11) 新聞紙 (12) ダンボール (13) 雑誌、雑紙	ステーション方式	2回/月	種類別に紙ひもで束ねる	—		
(14) 衣類	ステーション方式	2回/月	ひもで束ねる 中身の見える袋でも可	—		
(15) プラスチック製 容器包装類	ステーション方式	2回/月	指定ごみ袋	45L		
生ごみ (大雄地域のみ)	ステーション方式	2回/週	生ごみ専用袋	20L 15L		
4. 粗大ごみ (16) 粗大ごみ	戸別収集方式	随時 (予約制)	粗大ごみ収集券	315円券		委託収集

※ 粗大ごみは冬期間（12～3月）は収集しない

※ 粗大ごみ収集料金は大きさ及び重さにより、315円・630円・945円・1,260円の4区分

(2) 処分

本市では、市町村合併以降保有していた、各環境保全センターが老朽化したことに伴い、新たなごみ処理施設「クリーンプラザよこて」を整備し、95 t /日の焼却（熱回収）及び30 t /日の資源化処理を行っております。

「クリーンプラザよこて」では、焼却の際の熱を利用した発電（熱回収）を行うとともに、焼却主灰については、全量セメント原料化を図るなど循環型社会に寄与する施設となっております。

資源物については、プラスチック製容器包装類及びペットボトル、生ごみを除き「クリーンプラザよこて」へ搬入され、機械選別及び手選別を経て民間の再生事業者へ売却又は処理を委託しています。また、プラスチック製容器包装類及びペットボトルについては、ペットボトル等処理センターへ搬入し、手選別後圧縮梱包したものを容器リサイクル法に基づく指定法人へ引渡しを行っております。生ごみについては、大雄堆肥センターへ搬入し、全量堆肥原料として再資源化を行っております。

図2-1-1 ごみ処理の流れ

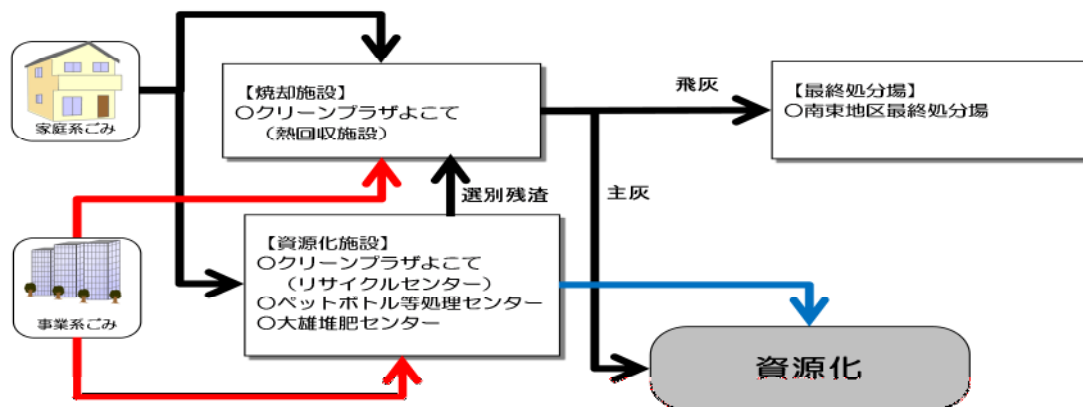


表2-1-2 施設一覧

施設分類	施設名称	処理能力	竣工年月
ごみ処理施設	クリーンプラザよこて 熱回収施設	47.5 t /日 × 2 炉	平成28年3月
再資源化施設	クリーンプラザよこて リサイクルセンター	破碎選別：9 t /日 資源選別：21 t /日	平成28年3月
	ペットボトル等処理センター	2 t /日	平成12年8月
	大雄堆肥センター	4.8 t /日	平成17年3月
最終処分場	南東地区最終処分場	60 m ³ /日	平成10年3月

2. ごみの発生量・処理量の実績

(1) ごみ発生量の実績

ごみ排出量の総量については、平成 22 年度以降微増、微減を繰り返しています。家庭系ごみについては、人口減少に併せ減少しており、平成 26 年度には 21,987 t と平成 22 年度比 164 t (0.7%) の減少となっています。事業系ごみについては、平成 26 年度には 10,674 t と平成 22 年度比 180 t (1.7%) の減少となっています。なお、家庭系ごみと事業系ごみの排出割合は 7 対 3 となっています。

ごみ排出量原単位(1 人 1 日当たりのごみ排出量)は指定ごみ袋の統一以降減少傾向にありましたが、平成 22 年度からは増加に転じ、平成 26 年度では 930 g/人・日と平成 22 年度比 35 g/人・日(3.9%)増加しております。

なお、平成 25 年度のごみ排出量原単位の全国平均値は 958 g/人・日、秋田県平均値は 1,002 g/人・日に対し、本市は 915 g/人・日とこれらを下回っており、家庭系ごみ排出量原単位でも全国平均値が 675 g/人・日、秋田県平均値が 675 g/人・日に対し、本市は 620 g/人・日となっています。

表 2-1-3 ごみ発生量の実績

区 分	単 位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
行政区域内人口	人	101,054	99,951	99,070	97,633	96,244
ごみ排出量	t/年	33,005	32,970	33,470	32,591	32,661
家庭系ごみ	t/年	22,151	22,043	22,802	22,097	21,987
可燃ごみ	t/年	16,196	15,935	16,250	16,206	16,287
不燃ごみ	t/年	802	917	958	963	881
粗大ごみ	t/年	588	658	723	734	782
資源ごみ	t/年	4,528	4,520	4,363	4,189	4,032
その他ごみ	t/年	37	13	9	5	5
事業系ごみ	t/年	10,854	10,927	11,167	10,495	10,674
可燃ごみ	t/年	8,944	9,228	9,261	9,142	9,200
不燃ごみ	t/年	90	104	101	90	70
粗大ごみ	t/年	632	630	716	751	768
資源ごみ	t/年	1,188	965	511	512	636
その他ごみ	t/年	0	0	576	0	0
ごみ発生量	t/年	33,005	32,970	33,470	32,591	32,662
ごみ排出量原単位	g/人・日	895	901	926	915	930
家庭系ごみ	g/人・日	601	603	617	620	626
家庭系ごみ(資源除き)	g/人・日	478	480	510	503	511
事業系ごみ	g/人・日	294	300	309	295	304

※ 行政区域内人口は一般廃棄物実態調査に基づき各年 10 月 1 日現在のものである。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

図2-1-2 ごみ発生量の推移

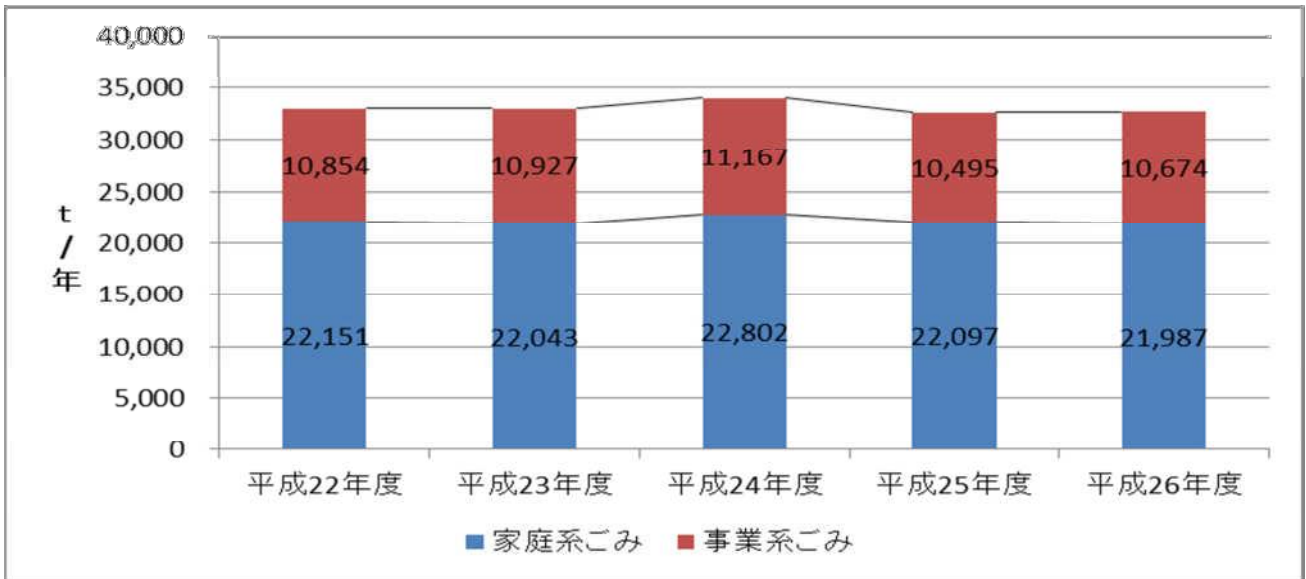
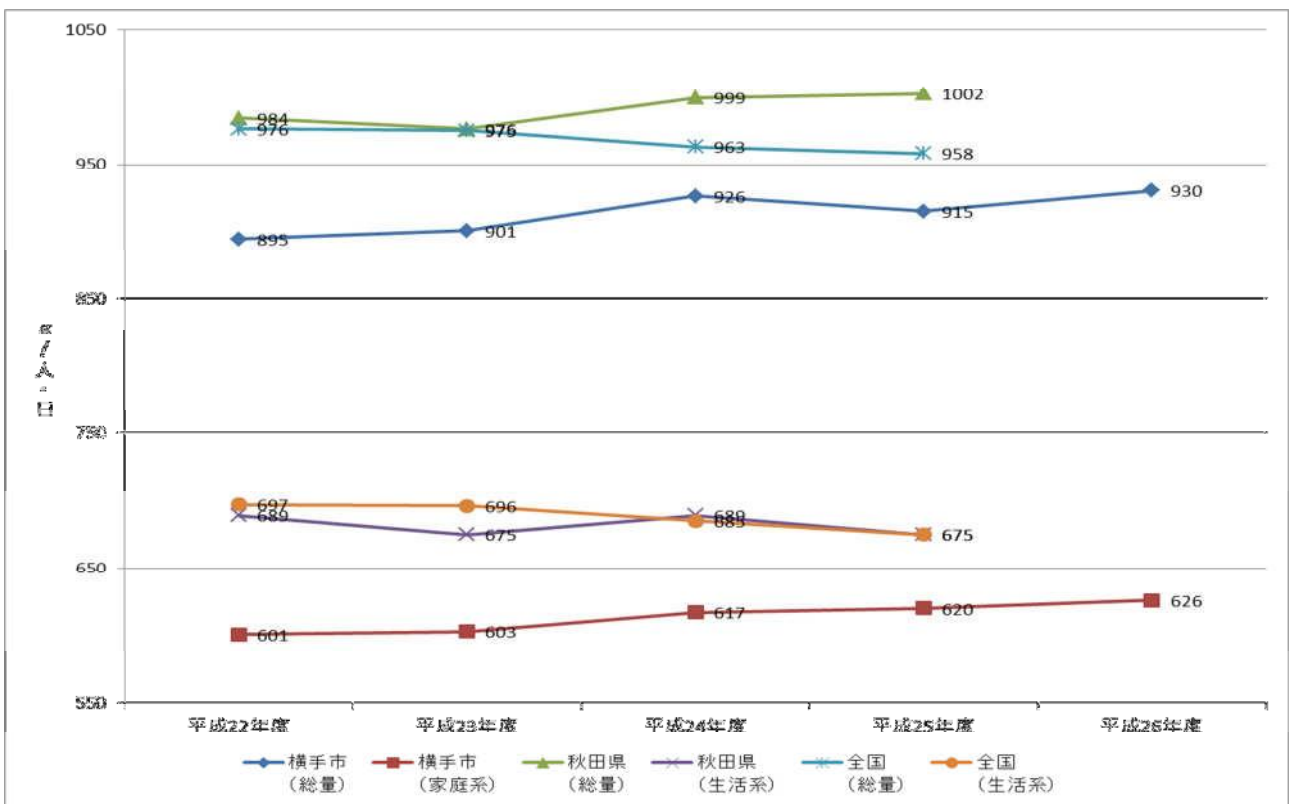


図2-1-3 ごみ排出量原単位と家庭系ごみ原単位の推移



※ 国及び秋田県の「生活系ごみ」とは「家庭系ごみ」のことをいう。

※ 平成26年度の国及び秋田県の数値は未公開。

(2) 収集・直接搬入量の実績

人口減少に伴い、収集ごみ量は減少傾向にあり、平成26年度には25,882 tと平成22年度から202 t (0.8%) 減少しています。そのうち家庭系ごみは647 t (3.1%) 減少していますが、事業系ごみは445 t (8.5%) 増加しています。

直接搬入ごみは全体の約2割となっており、平成26年度には6,779 tと平成22年度から142 t (2.1%) 減少しています。しかし、家庭系ごみの直接搬入は、平成19年度の分別の一部統一以降、増加傾向にあり平成26年度には、1,816 tと平成22年度から483 t (36.2%) 増加しています。事業系ごみはゆるやかな減少傾向にあり、平成26年度は4,963 tと平成22年度から625 t (11.2%) 減少しています。

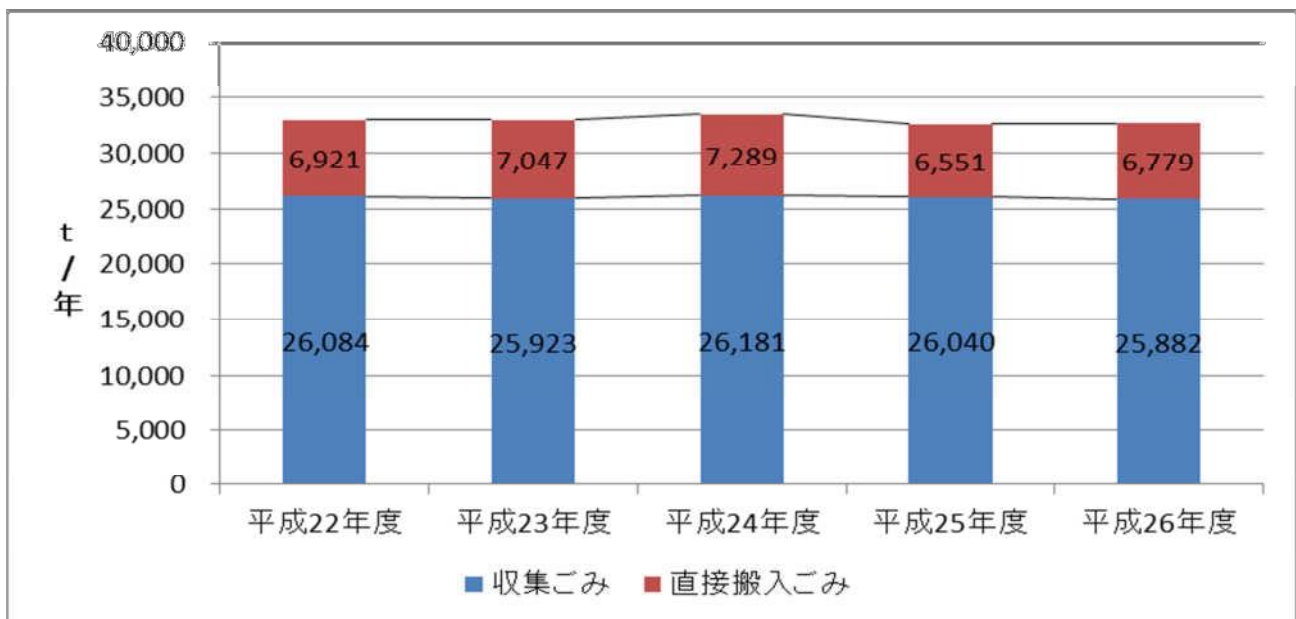
表2-1-4 収集・直接搬入量の実績

区 分	単 位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
行政区域内人口	人	101,054	99,951	99,070	97,633	96,244
収集ごみ	t/年	26,084	25,923	26,181	26,040	25,882
家庭系ごみ	t/年	20,818	20,506	20,584	20,344	20,171
事業系ごみ	t/年	5,266	5,417	5,597	5,696	5,711
直接搬入ごみ	t/年	6,921	7,047	7,289	6,551	6,779
家庭系ごみ	t/年	1,333	1,537	1,719	1,753	1,816
事業系ごみ	t/年	5,588	5,510	5,570	4,798	4,963
合 計	t/年	33,005	32,970	33,470	32,591	32,662

※ 行政区域内人口は一般廃棄物実態調査に基づき各年10月1日現在のものである。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

図2-1-4 収集・直接搬入量の推移



(3) ごみ質の測定結果

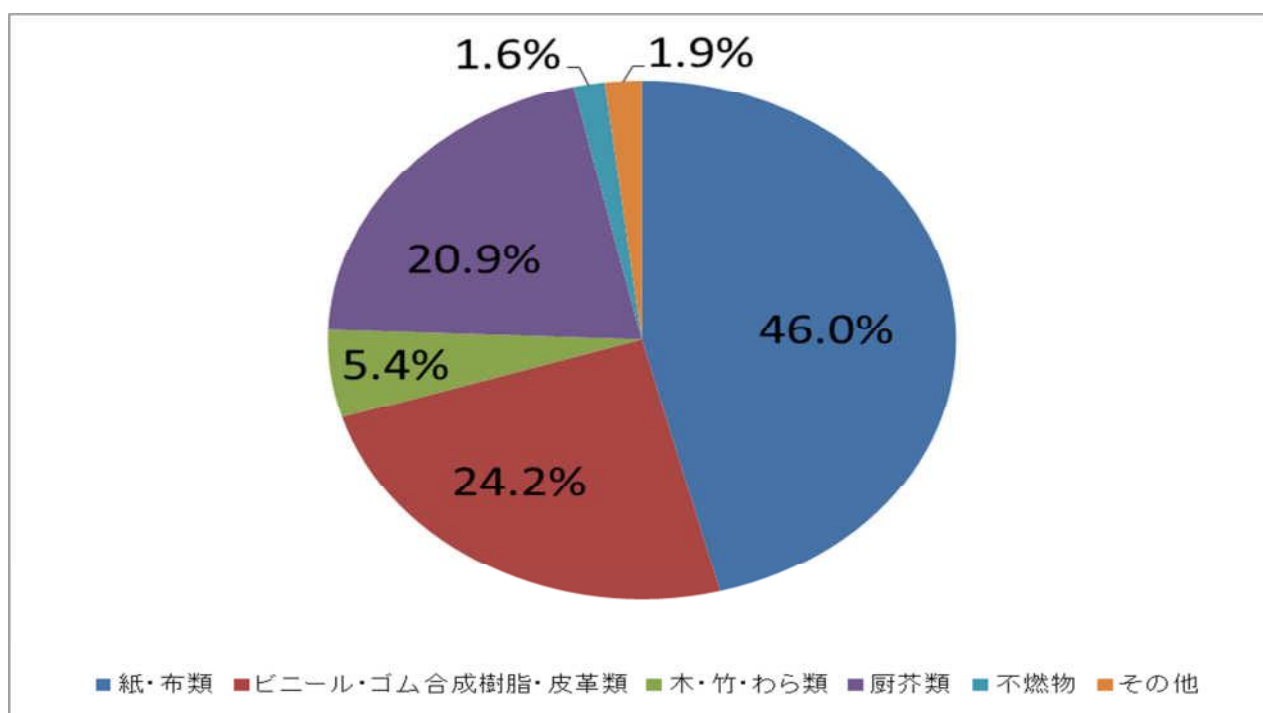
本市では、可燃ごみに関してごみ質測定を年4回実施しています。過去5年間のごみ質測定による、可燃系ごみの種類組成分析の結果平均値は、紙・布類が全体の46.0%を占めており、次にビニール・ゴム合成樹脂・皮革類(24.2%)、厨芥類(20.9%)の順で続けております。

表2-1-5 ごみ質測定分析結果

年度	単位	紙 布類	ビニール ゴム合成樹脂 皮革類	木 竹 わら類	厨芥類	不燃物	その他
平成22年度	%	48.0	24.5	5.5	19.9	0.8	1.3
平成23年度	%	45.9	23.3	5.5	21.9	2.0	1.4
平成24年度	%	41.2	23.1	6.5	25.6	1.2	2.4
平成25年度	%	46.2	27.6	4.1	17.2	2.4	2.5
平成26年度	%	48.5	22.6	5.6	19.8	1.7	1.8
5年間平均	%	46.0	24.2	5.4	20.9	1.6	1.9

※ 数値は各年度の測定結果の平均値である。

図2-1-5 ごみ質測定分析結果



(4) 資源化の実績

平成 22 年度をピークとして、年々資源化量は減少傾向にあり、平成 26 年度は 5,163 t と平成 22 年度に比べ、895 t (14.8%) 減少しております。

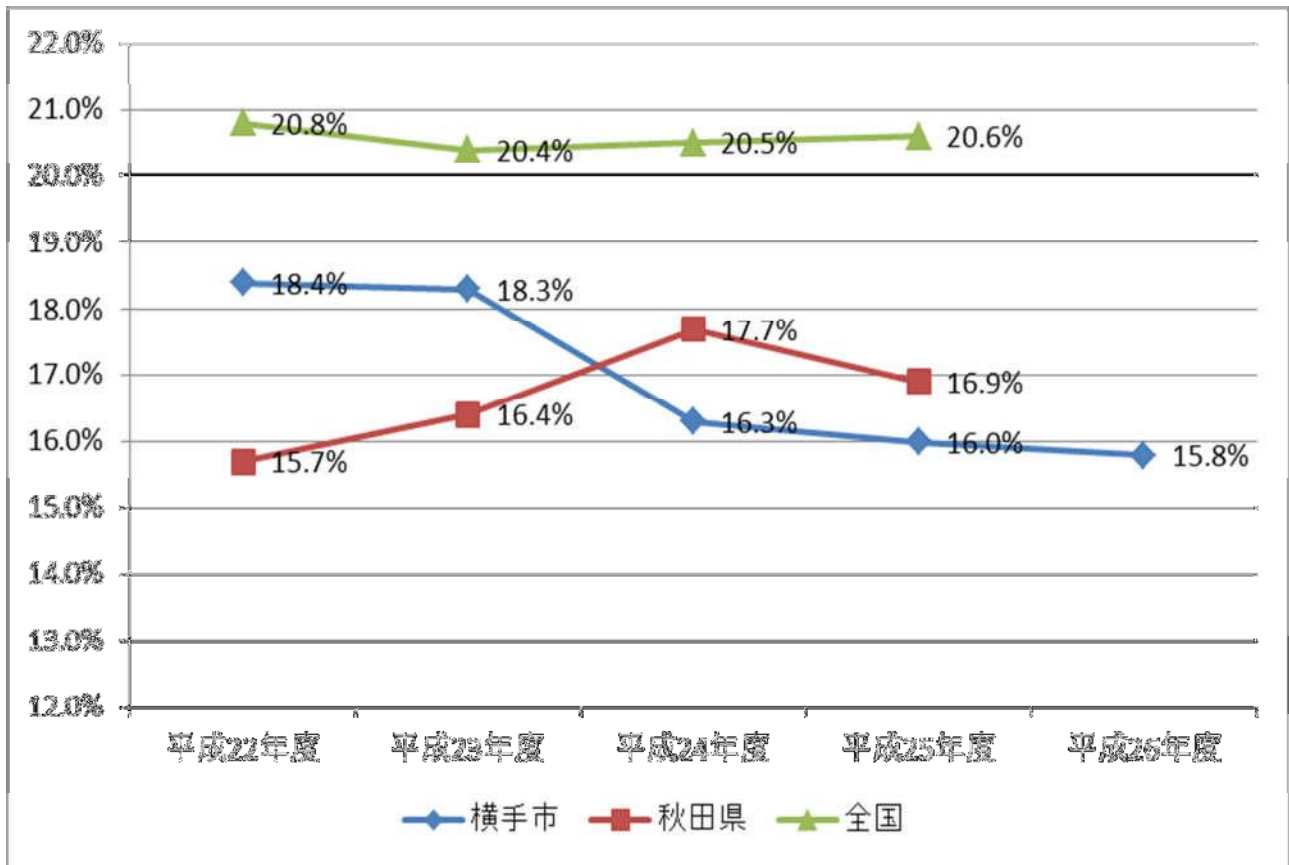
平成 25 年度の全国平均値 20.6%、秋田県平均値 16.9%に対し、本市は 16.0%と下回っています。

表 2-1-6 ごみ処理の実績

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ごみ排出量	33,005 t	32,970 t	33,470 t	32,591 t	32,662 t
焼却量	26,644 t	26,726 t	27,800 t	27,080 t	27,260 t
資源化量	6,058 t	6,025 t	5,449 t	5,213 t	5,163 t
最終処分量	3,228 t	3,485 t	3,434 t	3,308 t	3,337 t
焼却率	80.7%	81.1%	83.1%	83.1%	83.5%
資源化率	18.4%	18.3%	16.3%	16.0%	15.8%
最終処分率	9.8%	10.6%	10.3%	10.2%	10.2%

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

図 2-1-6 資源化率の推移



3. ごみ処理経費の実績

本市のごみ処理経費は、平成26年度で約8億8,300万円、ごみ1tあたりでは27,045円、1人あたりでは9,178円となっています。

ごみ処理経費の推移を見ると、機器の更新等に伴う増加等により平成24年度の約10億4,600万円を最高として、その後は効率的な維持管理及び収集体制の整備により減少傾向で推移しています。

なお、平成25年度の全国のごみ処理事業経費は約1兆4,738億円で、ごみ1tあたりでは32,846円、1人あたりでは11,485円、また秋田県のごみ処理経費は約119億9,400万円で、ごみ1tあたりでは30,597円、1人あたりでは11,190円となっています。

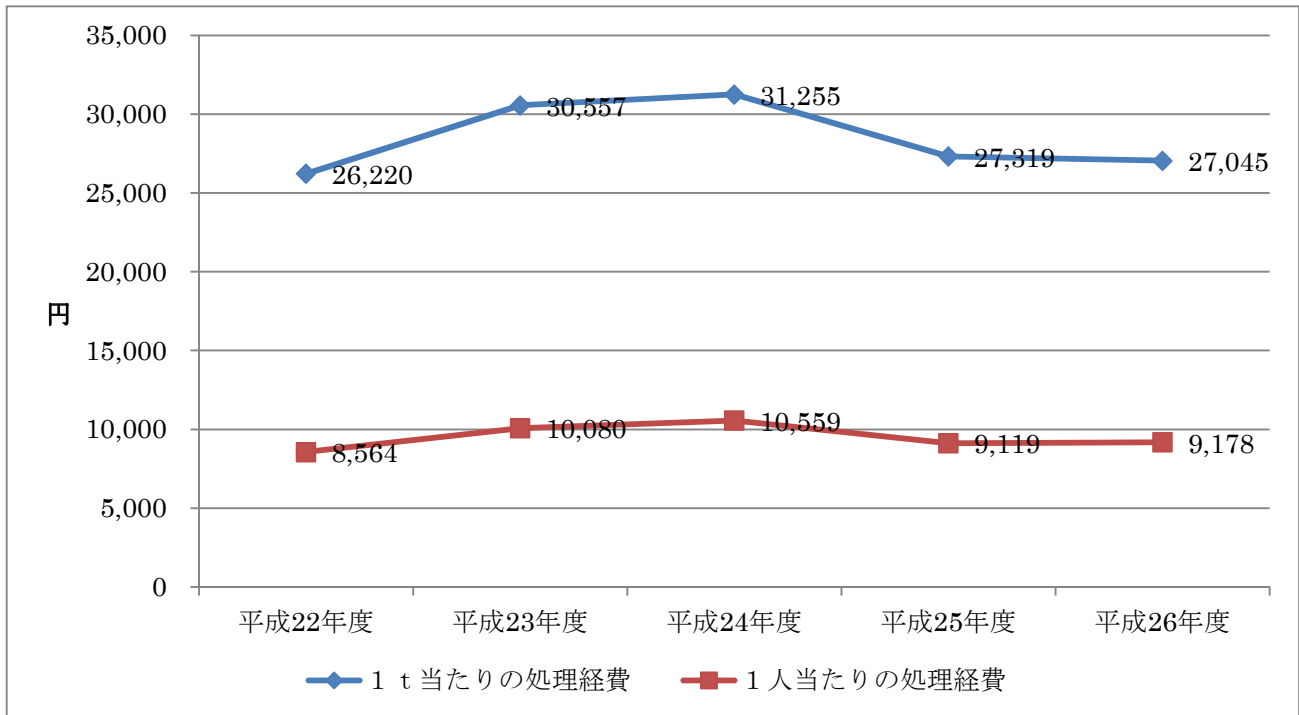
表2-1-7 ごみ処理経費の実績

区 分	単 位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
行政区域内人口	人	101,054	99,951	99,070	97,633	96,244
ごみ発生量	t/年	33,005	32,970	33,470	32,591	32,662
ごみ処理経費	千円	865,403	1,007,472	1,046,099	890,339	883,332
1t 当たり	円	26,220	30,557	31,255	27,319	27,045
1人 当たり	円	8,564	10,080	10,559	9,119	9,178

※ 行政区域内人口は一般廃棄物実態調査に基づき各年10月1日現在のものである。

※ ごみ処理経費には処理費及び維持管理費の他、人件費を含む。新施設建設費は含まない。

図2-1-7 ごみ処理経費の推移



4. ごみ発生量の単純予測

ごみ発生量の実績に基づき、単純予測として、現在の施策を継続した場合の将来ごみ発生量を予測します。予測は、家庭系ごみ量、事業系ごみ量を次のように設定し、人口の予測を加味して行います。なお、計画目標年度である平成37年度の推計人口は「第2次横手市総合計画基本計画」における人口ビジョンを使用しています。

家庭系ごみ：増加傾向にあるが、家庭系ごみ排出量原単位の平成26年度値を維持します。

事業系ごみ：増加傾向にあるが、事業系ごみ排出量原単位の平成26年度値を維持します。

この結果、計画目標年度である平成37年度には、人口は14,618人（15.2%）の減少となり、ごみ発生量は4,954t（15.2%）の減少と予測されます。

表2-1-8 ごみ発生量の単純予測

区 分	単 位	実 績		予 測		増 減 量 H37-H26
		平成26年度	平成32年度	平成37年度		
行政区域内人口	人	96,244	87,013	81,626		▲14,618
ごみ排出量	t/年	32,662	29,537	27,708		▲4,954
家庭系ごみ	t/年	21,987	19,882	18,651		▲3,336
燃やすごみ	t/年	16,287	15,319	14,378		▲1,909
燃やさないごみ	t/年	881	201	186		▲695
粗大ごみ	t/年	782	705	656		▲126
資源物	t/年	4,032	3,652	3,426		▲606
その他ごみ	t/年	5	5	5		0
事業系ごみ	t/年	10,674	9,655	9,057		▲1,617
燃やすごみ	t/年	9,200	8,342	7,831		▲1,369
燃やさないごみ	t/年	70	53	51		▲19
粗大ごみ	t/年	768	690	643		▲125
資源物	t/年	636	570	532		▲104
その他ごみ	t/年	0	0	0		0
ごみ発生量	t/年	32,662	29,537	27,708		▲4,954
ごみ排出量原単位	g/人・日	930	930	930		0
家庭系ごみ	g/人・日	626	626	626		0
家庭系ごみ(資源除き)	g/人・日	511	511	511		0
事業系ごみ	g/人・日	304	304	304		0

※ 行政区域内人口は一般廃棄物実態調査に基づき10月1日現在のものである。また平成32、37年度については「第2次横手市総合計画基本計画」の人口ビジョンを使用している。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

5. 現状の問題点と課題の整理

(1) ごみの発生抑制

近年増加傾向にあるごみ排出量原単位（1人1日当たりのごみ排出量）を抑制するため、引き続き指定ごみ袋手数料制による排出抑制を継続するとともに、チラシや環境教育等の実施による市民に対する啓発活動を促進する必要があります。

「循環型社会」を目指すには、市民、事業者、行政の3者が連携して特にリデュース（発生抑制）を推進し、ごみの減量化に向けての対策が必要です。

(2) ごみの分別・収集運搬

本市では平成28年2月から新たな分別収集を一斉試行し、平成28年4月から本格運用しております。合併以前からの分別が変わるため、戸惑う市民もおるかと思いますが、集積所単位での指導や啓発チラシ等を活用し適正な分別について指導する必要があります。

現在、収集運搬業務については、平成26年度から市内全域において収集業者で構成する協同組合横手環境協議会に業務委託しており、効率的な収集運搬体制を今後も継続していきます。

(3) 資源化率の向上

資源化量は平成22年度以降減少しており、平成26年度の資源化率は15.8%となっています。ほぼ全ての品目において減少傾向で、焼却率が増加していることから、古紙やプラスチック製容器包装类等本来は資源化できる廃棄物を可燃系ごみとして排出しているケースが多いことが要因と考えております。

分別収集の徹底について周知を図るとともに、社会情勢の変化や新たな法制度の整備に応じてこれまで資源化対象外のごみから資源回収することにより、資源化率の向上を図る必要があります。

第2節 計画目標値の設定

1. 基本方針

本市のごみ排出量は第1次一般廃棄物処理基本計画期間内の平成18年度から平成26年度にかけて2,565t減少しました。これは人口減少によるものと考えられ、ごみ排出量原単位では12g/人・日増加しています。

また、第1次一般廃棄物処理基本計画の目標を達成することが困難な状況が予測されるため、ごみ減量化をさらに推進する取り組みが必要と考えます。

本市では、今後ごみの発生量を減らすための3Rを継続しながら、リデュース（発生抑制）を最優先とし、「もったいない」を心がけたライフスタイルを市民一人ひとりが取り入れた地域社会の形成に向けた取り組みを実施していきます。

基本方針

1. ごみの発生抑制

ごみの発生抑制の取り組みとして、3Rのリデュース（発生抑制）を最優先とし、ごみとして捨てるものを極力減らし、ごみ処理に要するエネルギーの節約も図り、環境への負荷低減・資源の有効活用を目指します。

2. 資源化の推進・循環利用

新たな分別に取り組むことによる資源化率の向上を図るとともに、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）に対する普及啓発活動を行います。

また、焼却熱を利用した発電による熱エネルギーの資源化や焼却灰のセメント原料化等新たな資源化にも取り組みます。

3. ごみの適正処分

ごみの排出、収集・運搬、中間処理、最終処分に至る過程において、廃棄物の適正処分に必要な体制を確保するとともに、施設の整備・維持管理を行います。

2. 計画目標値の設定

本市のごみ排出量、資源化率、最終処分率の目標は、国の第3次循環型社会形成推進基本計画において設定されている指標に基づき、下記6項目を設定します。

(1) 1人1日当たりのごみ排出量及び家庭系ごみ（資源除く）排出量

国による平成32年度の集団回収や資源物を含めた排出目標値 **890g/人・日**、集団回収や資源物を除いた排出目標値 **500g/人・日**を目標値として設定します。

(2) ごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量目標値（890g/人・日）に平成37年度の予測人口（81,626人）を乗じることで求めた **26,516t** を年間のごみ排出量目標値と設定します。

(3) 事業系ごみ排出量

平成12年度の事業系ごみ排出量（11,395t）に対し、再生利用の促進を促すとともに、市の目標値として25%減とし、**8,546t** を目標値として設定します。

(4) 資源化率

国による目標値は17.0%であるが、第1次一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成できていないため、第1次目標数値である **24.0%** を継続して目標値として設定します。

(5) 最終処分率

適正な分別・処理を行うことで焼却飛灰のみを最終処分することとします。焼却対象量（21,909t）に飛灰発生割合（0.0206）を乗じることで飛灰発生量（451t）を求め、ごみ排出量（26,125t）から最終処分率目標値 **1.7%** を設定します。

表2-2-1 減量化・資源化の計画目標値

指 標	平成26年度（実績）	平成37年度（目標値）
1人1日当たりのごみ排出量	930g/人・日	890g/人・日
家庭から排出されるごみの1人1日当たり排出量（資源除く）	511g/人・日	500g/人・日
ごみ排出量	32,662t	26,516t
事業系ごみ排出量	10,675t	8,546t
資源化率	15.8%	24.0%
最終処分率	10.2%	1.7%

第3節 目標を達成するための各種施策

1. 基本施策

(1) ごみの発生抑制

① 発生抑制の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、「もの」を大切に、その価値を無駄にすることなく活かしていく、「もったいない」の考えに即したライフスタイルや事業活動を進めるための啓発活動や経済的手法の導入を進めます。

(2) 資源化の推進・循環利用

① 資源化の推進

ごみとして出されたものから可能な限りの資源回収を行うため、市民、事業者、行政のそれぞれが役割を担い行動できるよう体制を整備します。

② 最終処分量の削減

ごみの減量化を図るとともに、新分別に取り組むことによる資源化の一層の促進を図り、最終処分量を削減します。

③ 循環利用

クリーンプラザよこてにおいて、焼却熱を利用した発電による熱エネルギーの資源化による新たな取り組みによる循環利用を進めます。

(3) ごみの適正処分

① 適正処理の実施

クリーンプラザよこてにおいて、ごみの安定処理・資源化を進め、環境負荷の低減を図ります。

2. 個別施策

(1) ごみの発生抑制

意識改革	
施策	内容
環境教育・普及啓発の充実	<p>市民・事業者に対してごみの減量化・再生利用、ごみの適切な分別や排出方法に関する啓発や情報提供を行います。</p> <p>また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校における環境学習や、地域社会で開催される社会教育活動の場における出前講座等を通じた環境教育に積極的に取り組みます。</p>
地域リーダーの育成	<p>地域に根差したごみの分別や排出等に関するリーダーを育成することを目的として環境美化推進員等への情報提供や研修会の開催を行います。</p>

発生抑制	
施策	内容
生ごみ減量化・資源化の推進	<p>家庭用のコンポストや電動生ごみ処理機の購入補助等により生ごみの資源化を図ります。また、生ごみの中に多く含まれる水分を減らすことにより可燃ごみの減量化を図るため、「水切り」に関する啓発や情報提供をします。</p>
生ごみ減量推進モデル事業の継続	<p>大雄地域、及び十文字地域の一部においてモデル事業として実施している生ごみの分別・堆肥化を継続するとともに、生ごみ減量化の有効な対策について検討します。</p>
民間回収ルートを活用	<p>販売店による店頭回収等の事業者による回収体制を推進します。</p>
事業系ごみの減量	<p>事業系ごみの減量・適正処理を図るため、事業者に対し資源ごみの分別徹底を促すとともに、ごみ減量化計画の策定・実施を求める等、計画的な事業系ごみの排出抑制対策について検討します。</p>
エコライフ協力事業所・町内会の認定	<p>ごみ減量・リサイクル等の環境活動に積極的に取り組んでいる事業所や町内会をエコライフ協力事業所・町内会として認定することにより、事業者や地域団体による取り組みを促進します。</p>

施 策	内 容
マイバッグ運動の推進	市民に対し、買い物の際にマイバッグを持参する等、過剰包装を断ることを習慣づけ、ごみとなるものを買わない・受け取らないよう働きかけをします。
集団資源回収の推進	集団資源回収奨励金制度を導入することにより、地域団体等が行う自主的なリサイクル活動を支援します。 また、集団資源回収を推進することにより、ごみ処理量を削減し、資源化の促進を目指します。
ごみ処理手数料制度の継続	指定ごみ袋によるごみ処理手数料制度を継続することにより、家庭系一般廃棄物の排出量に応じた負担の公平性、及び市民の意識改革を進め、ごみの排出抑制を図ります。

再 生 利 用	
施 策	内 容
グリーン購入の推進	グリーン購入法に基づき、製品やサービスを購入する際、環境負荷が少ないものを優先的に購入するよう推進します。

(2) 資源化の推進・循環利用

市民が進めるリサイクル	
施 策	内 容
ごみの分別の徹底	ごみの分別を徹底し、資源化に協力します。
リサイクル活動への協力	ごみの減量化や資源化に取り組む市民団体等の活動や集団資源回収に協力します。また、スーパー等における紙パックや白色トレイ等の店頭回収に協力します。

事業者が進めるリサイクル	
施 策	内 容
従業員への環境教育の充実	従業員に対する環境教育を実施し、事業所内でのごみの分別・資源化及び減量化を進めます。
自己責任によるリサイクルの促進	事業所から排出されるごみのうち、古紙、びん・缶類などの資源ごみは事業所自らがリサイクルに取り組むよう努めます。

市が進めるリサイクル	
施 策	内 容
職員の意識向上	職員のごみ減量化に対する意識向上を図り、公共施設から発生するごみやイベントの際に発生するごみの分別・資源化及び減量化を推進します。
リサイクルに関する調査・研究の推進	最適なリサイクルを進めるため、先進事例やリサイクルの手法などに関する調査・研究を推進します。
リサイクル事業への協力	使用済小型家電からのレアメタル等希少資源の回収等、資源の有効利用促進を目的とする事業への協力により、さらなるごみの減量化・資源化を推進します。

(3) 適正処理の実施

収 集 ・ 運 搬	
施 策	内 容
効率的な収集・運搬の実施	本計画に基づき、家庭系一般廃棄物の効率的な収集・運搬体制を整備します。 また、ごみ処理統合施設整備事業の進捗状況に合わせて、分別区分・収集運搬方式の全市統一について検討します。
ごみ集積所の整備	ごみ集積所の台帳整備を進め、データベース化を図ることにより、効率的な収集運搬やごみ集積所の整備を推進するとともに、ごみ集積所の新設や修繕の際の補助制度について周知を図ります。
環境負荷の低減	環境に優しい低公害車の導入について検討します。

処 理 体 制	
施 策	内 容
熱回収施設による適正処理	熱回収施設の適切な維持管理を行い、焼却処理による燃やすごみの適正処理を実施します。
リサイクル施設による資源化処理の継続	リサイクル施設の適切な維持管理を行い、破碎、選別、圧縮梱包等により資源化を実施します。
最終処分量の削減	ごみを適正に処理し、最終処分量の削減を推進します。

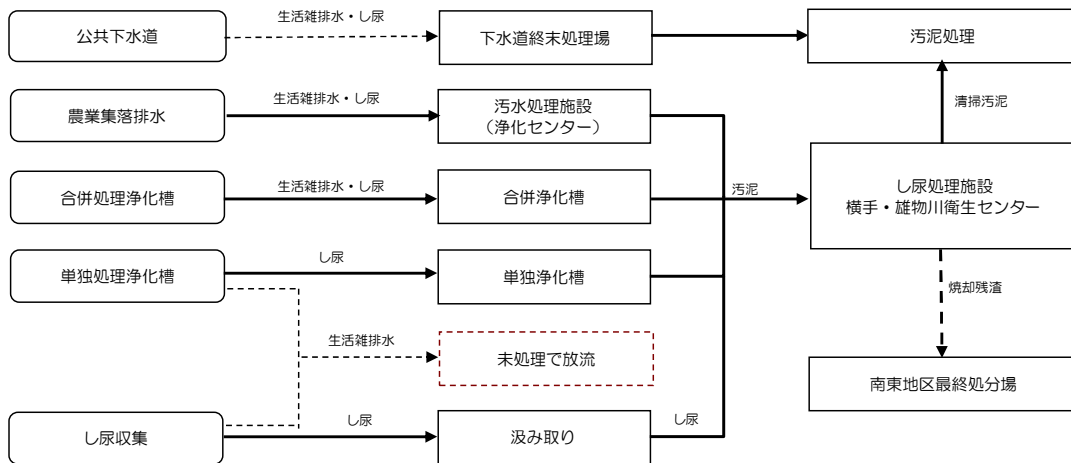
第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の流れ

本市の生活排水処理は、横手衛生センター、雄物川衛生センターの2カ所の処理施設があります。各衛生センター管内で発生した、し尿及び浄化槽汚泥は各衛生センターに搬入されて中間処理され、処理後の汚泥を焼却した残渣は南東地区最終処分場で埋立処理されます。

図3-1-1 生活排水処理の流れ



※ 農業集落排水には、林業集落排水、小規模集合排水を含む。

表3-1-1 し尿処理施設一覧

施設分類	施設名称	処理能力	竣工年月
し尿処理施設	横手衛生センター	122 k l /日	平成 8 年 3 月 (平成 17 年 12 月更新)
	雄物川衛生センター	55 k l /日	昭和 61 年 3 月

2. 生活排水処理の実績

平成 22 年度から平成 26 年度の間に、水洗化・生活排水処理人口は 3,758 人（7.5%）増加しています。公共下水道人口は 2,270 人（7.9%）、農業集落排水人口は 163 人（2.7%）、合併処理浄化槽人口は 1,325 人（8.6%）増加しています。

また、水洗化・生活排水処理人口の増加のほか、人口減少により、単独処理浄化槽人口は 799 人（▲15.2%）、し尿収集人口は 8,037 人（▲18.0%）減少しています。

表 3-1-2 生活排水処理人口及び収集・処理量の実績

区 分	単位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
行政区域内人口	人	100,253	99,267	97,994	96,665	95,175
水洗化・生活排水処理人口	人	50,271	51,277	52,096	53,413	54,029
公共下水道人口	人	28,721	29,447	30,152	30,642	30,991
農業集落排水人口	人	6,105	6,099	6,116	6,311	6,268
合併処理浄化槽人口	人	15,445	15,731	15,828	16,460	16,770
生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	5,249	4,841	5,105	4,653	4,450
し尿収集人口	人	44,733	43,149	40,793	38,599	36,696
収集・処理対象人口	人	71,753	69,820	67,842	66,023	64,184
生活排水処理率※	%	50.1	51.7	53.3	55.3	56.8
収集・処理量(合計)	Kl/年	54,007	54,193	54,290	53,164	52,953
し尿	Kl/年	32,455	31,590	30,460	29,491	28,198
浄化槽汚泥	Kl/年	20,401	21,356	22,636	22,272	23,346
農業集落排水処理汚泥	Kl/年	1,151	1,247	1,194	1,401	1,409
1日あたりの収集・処理量	Kl/日	147.96	148.07	148.74	145.65	145.08
し尿	Kl/日	88.92	86.31	83.45	80.80	77.25
浄化槽汚泥	Kl/日	55.89	58.35	62.02	61.02	63.96
農業集落排水処理汚泥	Kl/日	3.15	3.41	3.27	3.84	3.86
1人1日あたりの収集・処理量	l/人・日	2.07	2.12	2.19	2.21	2.26
し尿	l/人・日	1.98	2.01	2.04	2.09	2.11
浄化槽汚泥	l/人・日	2.73	2.82	2.97	2.89	3.01
農業集落排水処理汚泥	l/人・日	0.52	0.56	0.53	0.61	0.62
処理残渣量	t	349	219	246	227	223
最終処分量	t	150	146	144	130	134

- ※ 各人口は各年度末現在のものである。
- ※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。
- ※ 農業集落排水人口には、林業集落排水及び小規模集合排水人口が含まれている。
- ※ 生活排水処理率＝水洗化・生活排水処理人口／行政区域内人口

図3-1-2 生活排水処理人口の推移

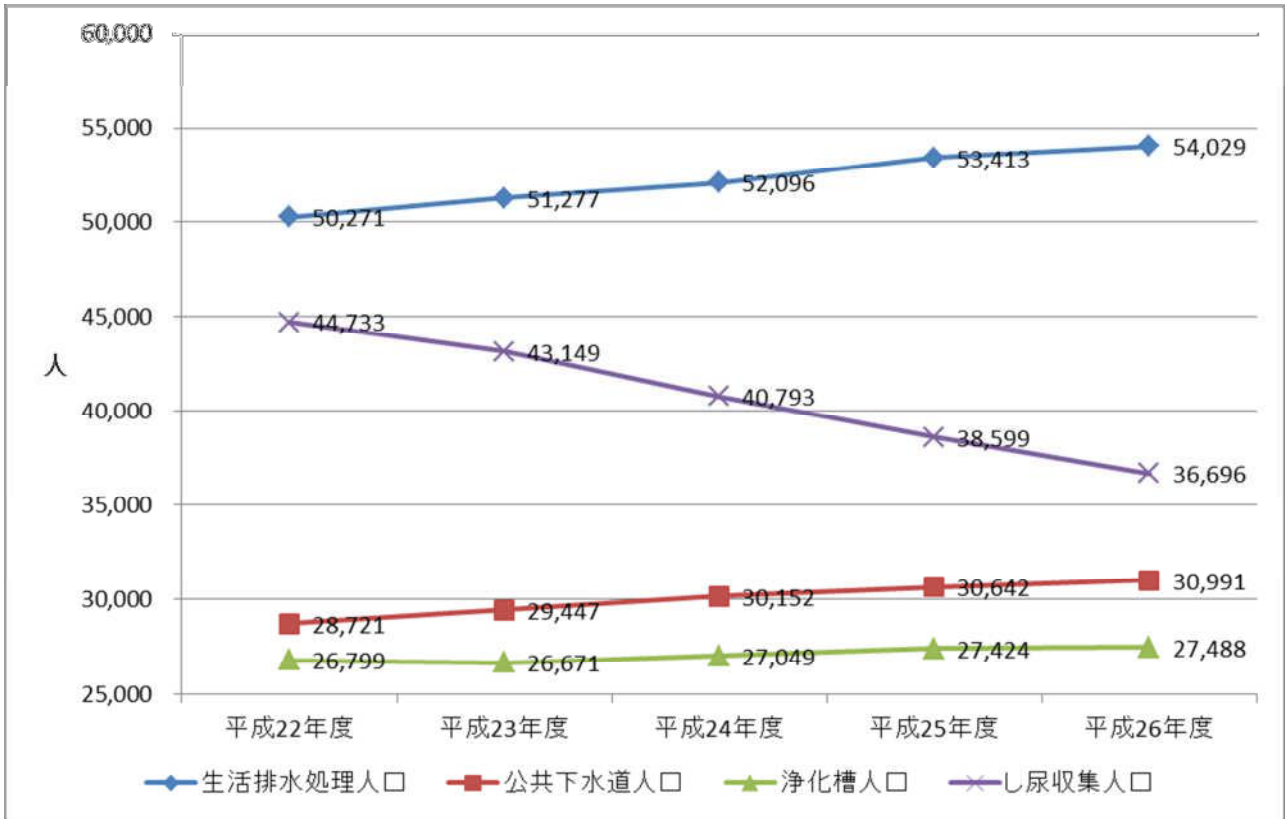
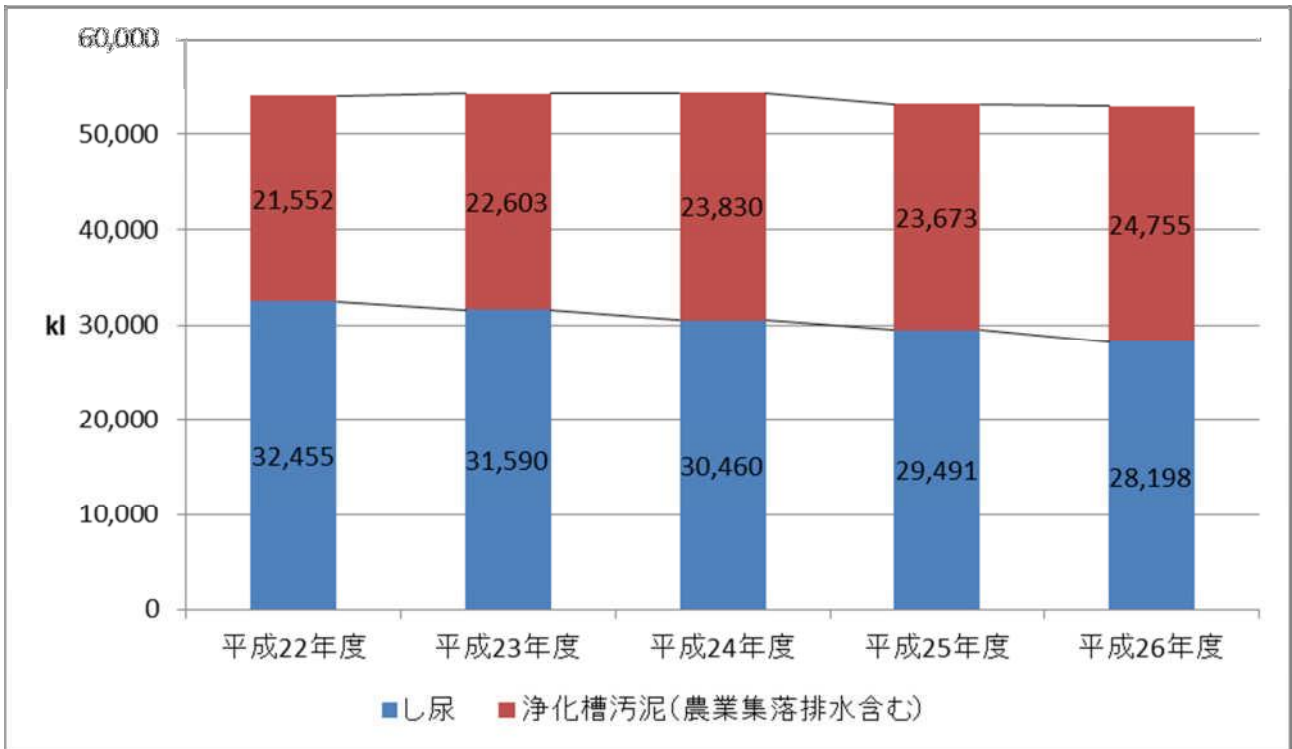


図3-1-3 収集・処理量の推移



3. し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績

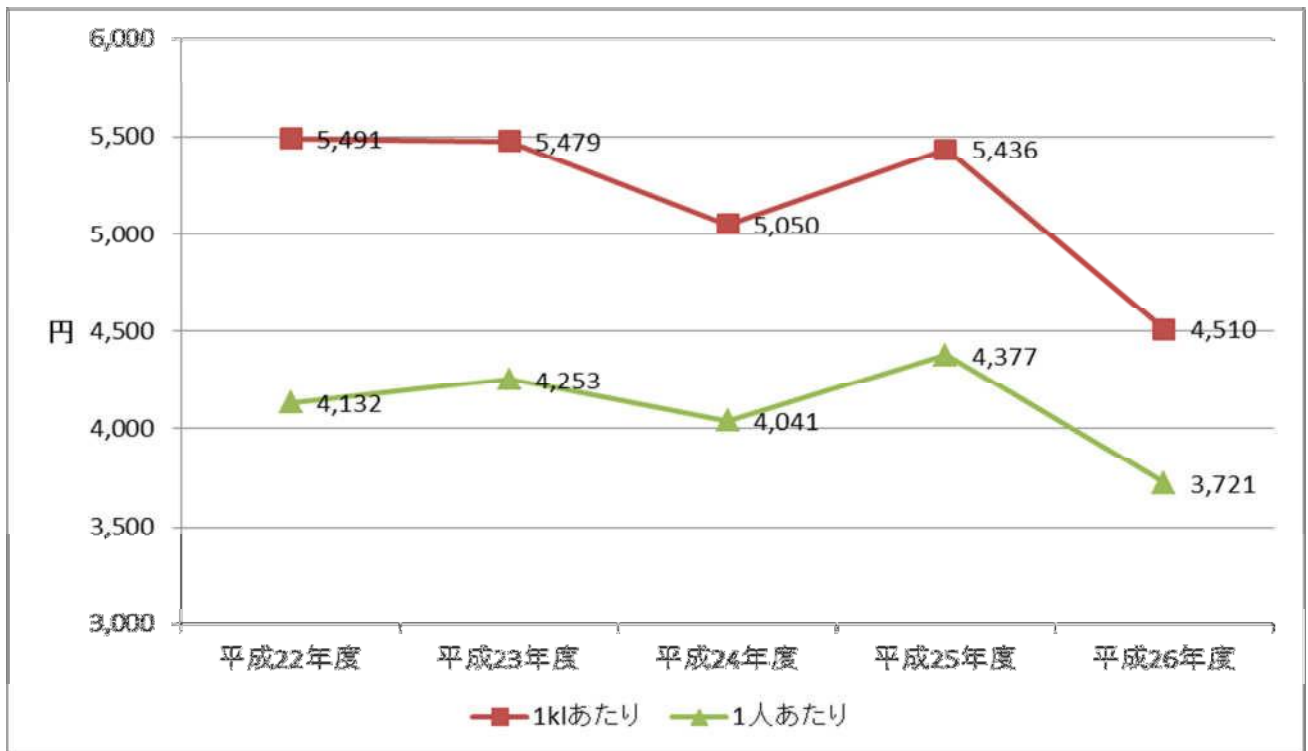
本市のし尿及び浄化槽汚泥処理経費は平成 22 年度で約 2 億 9,700 万円、1kl 当たりでは 5,491 円、1 人あたりでは 4,132 円となっています。

処理経費の推移を見ると、機器類の更新等による増加傾向が落ち着き、平成 22 年度以降は減少傾向で推移しています。

表 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績

区 分	単 位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
処理経費	千円	296,546	296,916	274,151	288,998	238,832
総処理量	kl	54,007	54,193	54,290	53,164	52,953
し尿及び浄化槽汚泥の処理人口	人	71,753	69,820	67,842	66,023	64,184
1kl あたり	円	5,491	5,479	5,050	5,436	4,510
1 人あたり	円	4,132	4,253	4,041	4,377	3,721

図 3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移



4. し尿及び浄化槽汚泥発生量の予測

し尿及び浄化槽汚泥発生量の実績に基づき、単純予測として、現在の施策を継続した場合の将来のし尿及び浄化槽汚泥発生量を予測します。計画目標年度の平成37年度の推計人口は「第2次横手市総合計画基本計画」における推計人口を使用します。また、各項目の予測は以下のとおり設定します。

公共下水道人口：平成19年度から平成26年度の実績数値からの推定値。

収集・処理対象人口：行政区域内人口から公共下水道人口を引くことで算出します。

単独浄化槽人口：平成19年度から平成26年度の実績数値からの推定値。

合併浄化槽人口：平成19年度から平成26年度の実績数値からの推定値。

し尿収集人口：収集・処理対象人口から単独浄化槽人口及び合併浄化槽人口を引くことで算出します。

し尿及び浄化槽汚泥発生量原単位：平成26年度数値を採用します。

収集・処理量：各項目の原単位に各人口を乗じて算出します。

この結果、計画目標年度である平成37年度には、人口は13,549人（14.2%）の減少となり、し尿収集人口は23,747人（64.7%）、単独浄化槽人口は1,704人（38.3%）の減少、合併浄化槽人口は455人（2.0%）の増加がそれぞれ予測されます。人口の減少に伴い、収集・処理対象量は20,629k l（39.0%）の減少と予測されます。

表3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥発生量の予測

区 分	単 位	実績	予測		増減量
		平成26年度	平成32年度	平成37年度	H37-H26
①行政区域内人口	人	95,175	87,013	81,626	▲13,549
②公共下水道人口	人	30,991	37,098	42,438	11,447
③収集・処理対象人口	人	64,184	49,915	39,188	▲24,996
④し尿収集人口	人	36,696	23,945	12,949	▲23,747
⑤単独浄化槽人口	人	4,450	3,405	2,746	▲1,704
⑤合併浄化槽人口（農集含む）	人	23,038	22,565	23,493	455
⑥水洗化・生活排水処理人口	人	54,029	59,663	65,935	11,906
⑦生活排水処理率	%	56.8	68.6	80.8	9.0
⑧収集・処理量	kl/年	52,953	41,176	32,324	▲20,629
⑨ うちし尿	kl/年	28,198	18,341	9,972	▲18,226
⑩1日あたりの収集・処理量（合計）	kl/日	145.08	112.81	88.56	▲56.52
⑫ うちし尿	kl/日	77.25	50.25	27.32	▲49.93
⑬し尿及び汚泥発生量原単位（合計）	l/人・日	2.26	2.26	2.26	0
⑭ うちし尿	l/人・日	2.11	2.11	2.11	0

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※ 生活排水処理率＝水洗化・生活排水処理人口／行政区域内人口

5. 現状の問題点と課題の整理

(1) 公共下水道の推進

本市の公共下水道は、平成 26 年度末現在で、処理区域内人口が 45,659 人、水洗化人が 30,991 人で、下水道処理人口普及率は 48.0%、処理区域内の水洗化率は 67.9%となっており、秋田県全体の数値である 62.6%、80.6%と比較しても低いのが現状です。

横手市生活排水処理構想に基づき、集合処理方式が有利と判定された区域における下水道の整備を推進するとともに、未接続世帯に対して加入促進を図る必要があります。

(2) 農業集落排水施設等整備事業の推進

農業集落排水処理施設（林業・小規模含む）は、全 10 処理区が供用されており、今後施設の老朽化による改築・修繕にかかる費用の増加が見込まれることから、統廃合を含めた最適な計画を進める必要があります。

表 3-1-5 農業集落排水施設等一覧

施設分類	施設名称	計画人口	供用開始年月
農業集落排水施設	金沢浄化センター	910 人	平成 25 年 4 月
	植田地区浄化センター	1,300 人	平成 18 年 4 月
	本郷浄化センター	250 人	平成 15 年 3 月
	今泉地区浄化センター	1,800 人	平成 11 年 10 月
	上溝浄化センター	1,630 人	平成 11 年 4 月
	川西浄化センター	2,240 人	平成 8 年 4 月
	十日町浄化センター	690 人	平成 4 年 7 月
	大森浄化センター	3,280 人	昭和 63 年 4 月
林業集落排水施設	武道浄化センター	95 人	平成 10 年 12 月
小規模排水処理施設	矢走浄化センター	55 人	平成 7 年 4 月

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道、農業集落排水処理施設等の処理区域外、または計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及・整備により、し尿と生活雑排水の処理を実施する必要があります。

年間平均で約 170 基の合併浄化槽が設置されておりますが、平成 26 年度末現在で、公共下水道及び農業集落排水処理施設等の計画区域外人口 33,509 人に対して、合併処理浄化槽における処理人口が 13,202 人、接続率では 39.4%となっております。

今後もし尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することにより、水洗化率の向上と生活排水による水質汚濁の改善を図ることが可能になります。

第2節 計画目標値の設定

1. 基本方針

生活排水の処理は、公衆衛生の改善の立場から始まりましたが、その後は公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を目的として、生活排水を適正に処理するための施設整備が行われてきました。

本市では、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽の設置を進めることにより生活排水処理率の向上を図るとともに、快適で衛生的な水環境の保全に努めます。

基本方針

1. 地域特性に応じた生活排水処理施設の整備

地域の状況に応じた生活排水対策を推進するため、横手市生活排水処理構想に基づき、費用対効果を含めた総合的な検討を加えながら、公共下水道や合併処理浄化槽等の設置を推進します。

2. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

公共下水道等への未接続世帯からのし尿及び浄化槽汚泥について、現状の許可業者のエリアを維持しながら、収集量減少に伴う将来的な収集運搬体制が維持できるよう検討を進めます。また、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的かつ効率的に処理できるよう、処理施設の適正な維持管理に努めます。

さらに、処理対象量減少に伴い広域処理等も含め、施設のあり方や処理方法などについて検討します。

2. 計画目標値の設定

公共下水道や集落排水処理施設、合併処理浄化槽等による生活排水の処理率は、平成 26 年度で 56.8%となっており、第 1 次一般廃棄物処理基本計画の目標年度である平成 27 年度における数値目標（69.8%）が未達となることが予測されます。

集合処理優位区域内の接続率の増加と個別処理優位区域内の合併処理浄化槽への接続を促進し、目標達成を目指すものとします。

表 3-2-1 生活排水処理の計画目標値

	平成 26 年度（実績）	平成 37 年度（目標値）
生活排水処理率	56.8%	80.8%

※ 生活排水処理率とは、計画区域内人口に対する生活雑排水処理人口（公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の人口）の割合である。

表 3-2-2 人口の内訳

	実績（平成 26 年度）	目標年度（平成 37 年度）
1.行政区域内人口	95,175 人	81,626 人
2.計画処理区域内人口	95,175 人	81,626 人
3.水洗化・生活雑排水処理人口	54,029 人	65,935 人

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1. 収集運搬計画

計画処理区域内で発生したし尿及び浄化槽汚泥の全量を収集対象とします。収集運搬は現行どおり許可業者が行い、横手衛生センター並びに雄物川衛生センターへ搬入します。

2. 中間処理計画

計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥を、横手衛生センター、雄物川衛生センターの2処理施設で全量適正に処理します。

- 処理量に対応した処理能力を確保し、安定的かつ効率的な中間処理を実施します。
- 処理施設の適正な維持管理をするとともに、周辺環境保全の確保に努めます。
- 処理方式については現行どおりとします。ただし、今後、生活排水処理率の向上により、稼働率が著しく低下した場合には、関係機関と十分協議の上、広域処理等も含め、施設のあり方や処理方法などについて検討します。

3. 最終処分計画

処理施設から発生した焼却残渣は南東地区最終処分場へ搬入し、埋め立て処分をします。

1. 用語の解説

い

一般廃棄物

廃棄物処理法で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。日常生活から排出されるごみや粗大ごみ（家庭系）と、企業、商店などの事業活動から排出される紙くず等のごみ（事業系）に大別されます。

一般廃棄物実態調査

毎年環境省が実施する、全ての市町村と廃棄物処理事業を実施する全ての事務組合における、一般廃棄物の処理事業に関する調査です。ごみ・し尿等の処理状況や体制、経費等について年度ごとの調査結果を公表していません。

一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画が長期的視点に立った、市の基本方針であるのに対し、基本計画に基づいて、年度ごとに一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬・処分等について定めるものです。

え

エコライフ協力事業所等

エコライフとは「環境保全に配慮した生活及び実践」を意味する造語で、環境衛生活動、ごみ減量化、分別・資源化等について推奨・協力・実践している事業所、店舗及び町内会を認定する本市独自の制度です。

お

温室効果ガス

大気中に存在し太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスをいいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカー

ボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の7種類を温室効果ガスとして定めています。

か

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り、及び引き取った廃家電の製造業者等への引き渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けています。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所・風呂、洗濯等に使用した排水）を併せて処理する浄化槽であり、従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川等の公共用水域の汚濁を軽減する効果があります。

環境美化推進員

ごみ集積所の維持管理や分別・排出の指導、環境美化活動等への協力により、環境衛生行政の円滑な推進を図るため、町内会等に配置することができます。

環境教育

人間と環境の関わりについて理解と知識を深め、個人や集団が環境に配慮した責任ある行動を取ることを目的として、家庭、地域社会、学校、企業、行政等で行う教育のことです。生涯学習として幼児から高齢者まであらゆる年齢層が対象となります。

<

グリーン購入

製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ少ない物を選んで購入することを言い

ます。

グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国等の機関にグリーン購入を義務付けるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

こ

公共下水道

主として市街地の雨水を速やかに排除し、また、汚水を処理して河川等に放流するもので、市町村が事業主体となっていく下水道です。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものとがあります。

小型家電

平成 28 年 2 月施行の分別ルールから加わった新しい分別品目です。小型電気電子機器リサイクル制度（後述）の主旨を踏まえ、家庭から排出される使用済電気製品（家電リサイクル法に規定する品目を除く）を収集します。ごみ集積所備え付けの折り畳みコンテナの容積で収まる物を対象とします。

小型電気電子機器リサイクル制度

小型電気電子機器に含まれているレアメタル等の有用資源を回収し、再資源化することにより、希少資源の確保、廃棄物の減量等を推進することを目的として、現在、国で制度構築に向けて検討が行われています。秋田県では平成 18 年度から 5 年間に渡り小型電気電子機器の回収モデル事業を経て、平成 24 年度には制度の実証となる「小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験」が実施されました。

コンポスト

本来は、有機物を微生物の力により完全に分解した肥料（堆肥）を意味しますが、転じて生ごみ堆肥化容器をコンポストと呼んでいます。

さ

最終処分（場）

リサイクルや中間処理をすることができない廃棄物を埋め立てにより最終処分すること、及びそのための施設のこと。廃棄物処理法に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、同法に定められた廃棄物の区分に従い処分されます。埋め立てが進行して満杯になったら終了し、その後廃止されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物、及び輸入された廃棄物をいいます。

し

集団資源回収

町内会、子供会、PTA 等の団体が地域活動として、各家庭の協力を得て、家庭から出される古紙や空き缶等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動です。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わる、今後目指すべき社会像として、国は「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会の基本的な方向性を定めるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を循環型社会の実践的な行動指針としました。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項

等を規定しています。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品循環資源の再生利用及び食品廃棄物の発生抑制、減量化を目的に、一定規模以上の食品関連事業者（製造、流通、外食等）に対し、食品廃棄物の削減や、肥料、飼料として再生利用することを義務付けています。

す

3R（スリーアール）

廃棄物対策のキーワードである Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字を取った言葉です。

せ

生活排水

炊事や洗濯等、一般的な人間の生活に伴って生じ、排出される水のことであり、生活雑排水と呼ばれる台所、風呂及び洗濯等の排水と、し尿と呼ばれるトイレからの排水の二つが主要なものとして挙げられます。

た

第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成と廃棄物の適正処理を一体的に推進するため、従前の廃棄物処理計画を組み入れた形で平成28年3月に策定。基本理念として「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」を掲げ、3Rの推進と地域循環間の形成、循環型社会ビジネスの振興、廃棄物の適正処理の推進等を主な施策としています。

堆肥化

生ごみ等を微生物の力により堆肥にすること。コンポスト化ともいいます。家庭等で使用される堆肥化処理容器をコンポスターといいます。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽であり、生活雑排水については未処理のまま公共水域へ放流することから、水環境への負荷が大きく、水質汚濁の原因となるため、新設は禁止されています。

ち

地域循環圏

廃棄物の適正処理を前提に、環境面や資源面、経済面の各観点から、循環資源の性質や地域の特性に応じた最適な規模の循環型社会を形成しようとする考え。

地球温暖化

太陽からの放射エネルギーの大部分は、大気を通過して地表面に吸収され、暖められた地表面からは赤外線形で熱が放出されます。大気中にはこの赤外線を吸収する性質を有する二酸化炭素、メタン、フロン類等の気体があり、熱の一部が再び地表に向けて放射され、地表面と下層大気がより高い温度となります。この動きを温室効果といい、その原因となる二酸化炭素等の気体を温室効果ガスといいます。

地球温暖化とは、温室効果ガスの増加により、自然の気候変動の範囲を超えて地球の平均気温が上昇する現象を指します。

中間処理

廃棄物の減量化、安定化、有価物の回収等を行うことで、具体的には可燃ごみの焼却、粗大・不燃ごみの破碎、資源ごみの選別・圧縮及び梱包、汚泥の脱水・乾燥等をいいます。

て

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて環境への負荷が少ない車のこと。エコカーともいいます。排出ガス

に含まれる窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ないか全く排出しないこと、燃費性能が優れていること、騒音・振動等の発生を大幅に抑えていること等が特徴です。主なものとしては、天然ガス（CNG）自動車、電気自動車、ハイブリッドカー、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車等があります。

電動生ごみ処理機

生ごみ等の有機物を処理する家電製品のことで、バイオ式と乾燥式に大別され、バイオ式は微生物の力により有機物を分解し、堆肥化することができます。これに対して乾燥式は温風等の加熱によって、生ごみ中の水分を蒸発させて減量化します。

の

農業集落排水（事業）

農業用の水路や集落内の排水路の水質保全、自然環境の保全、農村の生活環境の改善を図るため、農村におけるし尿、生活雑排水を集め、処理するための施設を整備する事業です。同様の施設を整備する事業は山村地域においては林業集落排水事業、また、農業集落排水事業の対象とならないような小規模の集落においては小規模集合排水処理施設整備事業があります。

は

廃棄物

一般の通念からすれば、捨てられているものはすべて廃棄物といえますが、廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と定義しており、一般廃棄物と産業廃棄物の2つに大別されています。

廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃

棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容としています。

ふ

分別収集計画

市町村が容器包装廃棄物の分別収集を実施する場合には容器包装リサイクル法の規定に基づき、分別収集計画を定めることとなっています。分別収集を合理的かつ効率的に遂行していくために、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設整備に関する事項等、分別収集に関する基本的事項を定めた計画です。

ま

マイバッグ

消費者が買物の際に品物を入れて持ち帰るために、自分で用意するバッグや袋のこと。マイバッグの利用を習慣化することでレジ袋等の消費を抑制することができ、ごみの排出削減やそれに伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの削減、レジ袋の原料となる原油の消費抑制（資源保護）につながります。

も

もったいない（MOTTAINAI）

仏教用語の「勿体（もったい）」を否定する語で、物の本来あるべき姿が無くなるのを惜しみ、嘆く気持ちを表しています。

環境分野初、アフリカの女性として初のノーベル平和賞受賞者であるケニアのワンガリ・マータイ氏により、3Rを一言で表す言葉であり、命の大切さや地球資源に対する Respect（尊敬の念）という意味も込められているとして、環境を守る国際語「MOTTAINAI」として世界中に広められました。

よ**容器包装リサイクル法**

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する事業者又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めています。

れ**レアメタル**

地球上にその存在が稀であるか、又はその抽出が経済的・物理的に非常に困難な金属の総称。インジウム、タングステン、ニッケル、コバルト、希土類（レアアース）等があります。希少金属は、ステンレス等の基礎素材産業からハイテク分野の産業に至るまで幅広く利用されており、「産業のビタミン」とも呼ばれる、欠くことのできない重要な原材料です。

2. 条例・規則関係

(1) 横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年10月1日

条例第152号

改正 平成18年9月25日条例第87号

平成22年3月25日条例第18号

平成24年12月12日条例第49号

平成27年12月16日条例第42号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 横手市廃棄物減量等推進審議会等（第7条～第13条）

第3章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物処理計画（第14条）

第2節 一般廃棄物の適正処理（第15条～第18条）

第3節 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業（第19条～第26条）

第4章 雑則（第27条～第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制及び再生利用を促進し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすること等により、横手市（以下「市」という。）における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

（市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国、県及び市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国、県及び市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
- 3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 5 市は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

第2章 横手市廃棄物減量等推進審議会等

(設置及び権限)

第7条 一般廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、横手市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 一般廃棄物の減量に関すること。
 - (2) 一般廃棄物の再生利用に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会は、一般廃棄物の減量化及び再生利用の推進等に関する重要事項について、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 市長は、審議会において専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第9条 審議会の委員及び専門委員は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に関係のある者並びに学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

2 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

(会長)

第11条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(部会)

第12条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(規則への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会及び推進員の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第14条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

(1) 一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）

(2) 一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄

物処理実施計画（以下「実施計画」という。）

- 2 一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- 3 市長は、基本計画及び実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画及び実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第2節 一般廃棄物の適正処理

（市の処理）

第15条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）しなければならない。

- 2 市は、一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の収集若しくは運搬又は処分を行うに当たっては、一般廃棄物処理基準を遵守しなければならない。
- 3 市は、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行うに当たっては、特別管理一般廃棄物処理基準を遵守しなければならない。

（一般廃棄物処理施設）

第15条の2 市が設置する一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
ごみ処理施設	クリーンプラザよこて	横手市柳田字中村126番地
	ペットボトル等処理センター	横手市睦成字七日市33番地
し尿処理施設	横手衛生センター	横手市睦成字七間川原53番地2
	雄物川衛生センター	横手市雄物川町矢神字堂ノ下129番地
最終処分場	南東地区最終処分場	横手市平鹿町醍醐字飛池5番地

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第15条の3 法第21条第3項の市町村の条例で定める一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の技術士（化学部門、上下水道部

門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

- (2) 技術士法第2条第1項の技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条の環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校(理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(住民の協力義務)

第16条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(多量の一般廃棄物の処理の指示)

第17条 市長は、事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、

当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第18条 市長は、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 市長は、一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務を、その指定する者に委託することができる。
- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

(許可)

第19条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 浄化槽清掃業を営もうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 4 前3項の許可を受けた者は、2年ごとにその更新を受けなければならない、その期間の経過によって、その効力を失う。

(許可証の交付等)

第20条 市長は、前条第1項、第2項又は第3項の規定により許可を行ったときは、許可証を交付する。

- 2 一般廃棄物処理業者（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）及び浄化槽清掃業者は、前項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(従業員証の交付)

第21条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、従業員の氏名、生年月日、及び住所を市長に届け出て従業員証の交付を受けなければならない。

- 2 前項の従業員証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を市長に届け出て従業員証の再交付を受けなければならない。

(施設及び器材の検査)

第22条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、処理施設、作業用器具、運搬用具その他事業を行うに必要な器材等について市長が行う検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査に合格したものについては、検査証を交付する。
- 3 前項の検査証を紛失したときは、直ちにその理由を市長に届け出て検査証の再交付を受けな

なければならない。

(許可証等の返納)

第23条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、許可証、従業員証及び検査証（以下「許可証等」という。）の有効期間が満了し、又は営業の許可が取り消されたときは、その日から7日以内に当該許可証等を返納しなければならない。

2 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者が業を廃止し、死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て許可証等を返納しなければならない。

3 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、従業員が死亡し、又は従業員を解雇したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、当該従業員証を返納しなければならない。

(許可等に係る手数料)

第24条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を、申請の際に納入しなければならない。

(1) 第19条第1項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1件につき5,000円

(2) 第19条第2項の規定に基づき一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1件につき5,000円

(3) 第19条第3項の規定に基づき浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1件につき10,000円

(4) 第20条第2項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者 1件につき3,000円

(5) 第21条第1項の規定に基づき従業員証の交付を受けようとする一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者 1件につき200円

(6) 第21条第2項の規定に基づき従業員証の再交付を受けようとする一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者 1件につき200円

(許可の取消し等)

第25条 市長は、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者が法、浄化槽法及びこの条例の規定に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(遵守義務)

第26条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (4) 作業に従事するときは、常に従業員に従業員証を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させること。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第27条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その業に係る一般廃棄物の種類、処理量及び処理方法又は浄化槽の点検及び清掃に関して市長の定めるところにより報告しなければならない。

(立入検査)

第28条 市長は、清掃指導員に一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者の事務所、事業所若しくは一般廃棄物の処理施設のある土地建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは一般廃棄物の処理施設の維持管理又は浄化槽の清掃に関し帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(清掃指導員の設置)

第29条 清掃思想の普及並びに生活環境の保全及び一般廃棄物処理業者等の指導及び立入検査を行わせるため清掃指導員を置く。

- 2 清掃指導員は、市職員のうちから市長が命ずる。
- 3 清掃指導員は、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、平成19年4月1日から施行し、同日前の手数料は、横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年横手市条例第13号）、増田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年増田町条例第3号）、平鹿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年平鹿町条例第5号）又は十文字町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年十文字町条例第11号）の例による。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、増田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、平鹿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、雄物川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年雄物川町条例第9号）、大森町廃棄物の処理

及び清掃に関する条例（平成5年大森町条例第23号）、十文字町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、山内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年山内村条例第20号）又は大雄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定（平成5年大雄村条例第15号）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月25日条例第87号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第18号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月12日条例第49号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月16日条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（横手市ごみ処理施設及び最終処分場設置条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 横手市ごみ処理施設及び最終処分場設置条例（平成17年横手市条例第154号）

（2） 横手市環境保全センター使用条例（平成17年横手市条例第155号）

（3） 横手市衛生センター設置条例（平成17年横手市条例第156号）

別表（第18条関係）

1 市が収集する場合

（1） ごみ袋

（消費税を含む。）

区分		手数料
指定燃やすごみ収集袋	大20枚につき	630円
	中20枚につき	420円
	小20枚につき	210円
指定プラスチック製容器包装類収集袋	大20枚につき	420円

（2） 粗大ごみ

（消費税を含む。）

重量	寸法	200センチメー	200センチメー	300センチメー	400センチメー
		トル以下	トルを超え、300センチメートル以下	トルを超え、400センチメートル以下	トルを超え、500センチメートル以下

15キログラム未満	315円	630円	945円	1,260円
15キログラム以上30キログラム未満	630円	630円	945円	1,260円
30キログラム以上40キログラム未満	945円	945円	945円	1,260円
40キログラム以上100キログラム未満	1,260円	1,260円	1,260円	1,260円

備考

- 1 寸法とは、縦、横及び高さの合計をいう。
- 2 寸法及び重量に該当する主な品目は、規則で定める。
- 2 市民又は一般廃棄物処理業者が搬入する場合
 - (1) 家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び粗大ごみ

(消費税を含む。)

区分	手数料
10キログラムにつき	130円

備考

- 1 家庭系一般廃棄物とは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物であって、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物以外のものをいう。
- 2 事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、産業廃棄物以外のものをいう。
- 3 重量の合計が10キログラム未満又は10キログラム未満の端数があるときは、これを10キログラムとして計算する。
- (2) し尿

(消費税を含む。)

区分	手数料
100キログラムにつき	25円

備考 100キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入して計算する。

(2) 横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第133号

改正 平成18年12月4日規則第57号

平成22年3月25日規則第6号

平成23年4月1日規則第16号

平成28年3月30日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年横手市条例第152号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の会議)

第2条 横手市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第3条 審議会の部会（以下単に「部会」という。）に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうち会長の指名する委員がその職務を行う。

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、その部会に属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(審議会の雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(一般廃棄物処理手数料)

第7条 一般廃棄物の品目別の条例第18条第1項の一般廃棄物処理手数料は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する一般廃棄物処理手数料は、粗大ごみ収集券により徴収する。

(繰替払)

第8条 条例第18条第2項の規定により一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務を指定する者に委託したときは、当該委託に係る経費の支払いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条第5項の規定により一般廃棄物処理手数料を繰り替えて使用させることができる。

(許可申請)

第9条 条例第19条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（新規、更新）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第19条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業（新規、更新）許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第19条第3項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業（新規、更新）許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(許可の更新)

4 条例第19条第4項の規定により許可の更新を受けようとする者は、前3項に定める許可申請書を許可の有効期間の満了の日前2箇月までに、市長に提出しなければならない。

(許可証の様式)

第10条 条例第20条第1項の規定による許可証の様式は、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第4号）、一般廃棄物処分業許可証（様式第5号）及び浄化槽清掃業許可証（様式第6号）による。

(従業員証の様式)

第11条 条例第21条の規定による従業員証の様式は、様式第7号による。

(定期検査の時期及び検査証の様式)

第12条 条例第22条第2項の規定による検査証の様式は、様式第8号による。

(身分を示す証票の様式)

第13条 条例第29条第3項の規定による身分を示す証票の様式は、様式第9号による。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年横手市規則第8号)、増田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年増田町規則第5号)、平鹿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年平鹿町規則第4号)、雄物川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年雄物川町規則第7号)、大森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成9年大森町規則第20号)、十文字町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年十文字町規則第7号)、山内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年山内村規則第12号)又は大雄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年大雄村規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月4日規則第57号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(消費税を含む。)

品目			一般廃棄物処理 手数料
電気製品等	家具、寝具、敷物等	趣味、レジャー製品等	
掃除機	椅子(1人用)	スコップ	315円
こたつ(こたつ板1辺につ き100cm未満)	座椅子	サッシ枠のみ(網戸・小)	
ズボンプレスサー	風呂のふた	エントツ(5本毎)	
湯沸器	サマーベット	三輪車(遊具)	
電気カーペット(3帖ま で)	座布団(5枚まで)	子供用足こぎ四輪車	
小型ステレオ	ふすま	ゴルフクラブ(単品)	
扇風機	ファンシーケース	自転車(16インチ未満)	
	ソファー(1人用ひじ掛 無)	チャイルドシート	
		スノーダンプ	

換気扇 照明器具 電気ストーブ 加湿器 ふとん（1枚につき）等	ベビーチェアー バスマット 歩行器 マットレス（シングル・セミダブル） カラーボックス等	スキー スキーキャリア 物干し竿（2m以内） 物干し支柱（1本）等	
編み機 衣類乾燥機 オーブン こたつ（こたつ板いずれか1辺100cm以上） 電気カーペット（6帖まで） ミシン（ポータブル式） 食器洗い機 除湿機等	椅子（2人以上用） ソファ（1人用ひじ掛け有） 回転式座椅子 回転ハンガー パイプ型ふとん干しマットレス（ダブル） シングルベットの枠 ベビーベッド等	サッシ枠のみ（網戸・大） 乳母車 車椅子 一輪車（猫車） 脚立（200cm未満） ゴルフクラブ（ハーフセット） 自転車（16インチ以上） 水槽（1辺につき120cm未満） トランポリン（遊具） シルバーカー 木戸（木製ドア） 物干し支柱（1組）等	630円
ウィンドファン 電子レンジ オルガン（箱型以外） 電気カーペット（6帖を超えるもの） 家庭用複写機等	座卓（120cm～200cm） 風呂釜 ソファ（2～3人用・コーナー） セミダブルベットの枠 磁気入りマットレス（シングル・セミダブル） ロッキングチェアー 机等	犬小屋（1辺100cm未満） 乳母車（双子用） 脚立（200cm以上） ゴルフクラブ（フルセット）等	945円
電子ピアノ オルガン（箱型） 足踏みミシン等	ソファベット ダブルベットの枠 磁気入りマットレス（ダブル）等	犬小屋（1辺100cm以上の組立式） 電動車椅子 卓球台	1,260円

		マッサージ機（椅子式） 鉄棒（遊具） ブランコ（遊具） バスケットゴール（遊具） 物置（組立式を解体したもの）等	
--	--	--	--

様式第1号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第13条関係）

3. 横手市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（順不同、敬称略）

任期：平成26年3月1日～平成28年2月29日

審議会 役職	委員氏名	所属・役職名等
会長	黒政 和子	婦人代表
副会長（会長職務代理者）	佐々木 建治	環境美化推進員等
	笠井 みち子	婦人代表
	高野 恵津子	婦人代表
	小松田 かよ子	婦人代表
	鷹田 芳子	婦人代表
	高橋 弘子	婦人代表
	小棚木 美和子	婦人代表
	石川 榮治	環境美化推進員等
	佐藤 政彦	環境美化推進員等
	鈴木 勝	環境美化推進員等
	熊谷 秋夫	環境美化推進員等
	黒沢 義春	環境美化推進員等
	小松田 誠三	環境美化推進員等
	佐々木 隆一	企業代表（よねや商事）
	佐々木 静夫	企業代表（大森産業）
	遠藤 宗一郎	企業代表（株式会社マルシメ）
	佐藤 政実	横手市環境保全振興会
	上田 卓巳	協同組合横手環境協議会
	梅田 茂則	平鹿地域振興局福祉環境部環境指導課

